

別添1

中高年層のサイバー犯罪被害防止力の向上業務企画提案募集仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい生活様式」に伴う社会の変化や、政府及び青森県によるDX促進、各層でのデジタルデバイド解消などの各政策により、県民のインターネット利活用環境が大きく変化しようとしているところ、青森県警察では近年、50代以上の年齢層からのサイバー犯罪被害に関する警察安全相談が継続して増加傾向にあることから、利活用のみならず、サイバー犯罪被害防止に向けた意識の向上、対策の普及啓発、情報共有の推進などを図ることにより、県民の安全安心なインターネットの利活用促進を図ることを目的とする。

2 委託業務内容

(1) 実施内容

契約期間内に、青森県警察本部が指定する地域において、本業務の目的に沿った集客型及び講師派遣型の集合講習を実施すること。

(2) 指定地域

集客型講習については、八戸市とその周辺市町村、及び十和田市とその周辺市町村の2地域を主な対象とし、青森県警察本部と協議の上会場を受託者が確保すること。また、講師派遣型講習の派遣先については青森県内全域を対象とし、青森県警察本部が受託者と協議の上都度指定するものとする。

(3) 受講者

対象地域の主に50歳以上の県民を対象とし、1回あたり5人から30人程度の集合講習を実施するものとする。

また、受講者・団体の募集及び募集用広報資料の作成は受託者及び青森県警察本部が協力して行うこととするが、受講希望受付窓口は受託者において用意するものとし、業務にあたり取得する個人情報の管理については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 講師

セミナー実施に必要なスキルを有する講師を受託者において選定のうえ、必要と思われる人数を手配すること。

(5) 講習時間及び回数

講習は1回1時間程度（準備、片付けを含まない）とし、集客型講習40回、講師派遣型講習15回程度を目安として合計55回以上実施すること。

なお、受講希望者・団体からの申込み状況により、契約金額の範囲内で集客型と講師派遣型の回数を振り替える場合がある。

(6) アンケートの実施

理解度に関する受講者アンケートを実施し、集計すること。

(7) 業務報告書の提出

本業務の実施期間中においては、実施状況について随時青森県警察本部と情報共

有するものとし、業務完了後には最終的な実施結果（日時、場所、人数等）及び受講者アンケートをまとめた報告書を作成のうえ、青森県警察本部が指定する期日までに報告を行うこと。

3 講習内容

主にスマートフォンの利用を前提に、利活用の方法とともに、サイバー犯罪被害から身を守る具体的な方法を身につけられる内容とし、項目として下記に示すもののほか、青森県警察本部と受託者が協議の上決定する。

なお、青森県警察本部は受託者に対し講習に必要な情報について提供を行う。

- (1) 詐欺（サポート詐欺、投資詐欺など）・悪質商法（偽サイト等）被害防止
- (2) 迷惑メール・スパムメール・フィッシングメール対策
- (3) ID・パスワードの管理

4 その他

- (1) 提案者は、本業務の目的に対してより効果的と思われる場合は、本仕様書の一部変更、追加について提案することができる。
- (2) 講習の具体的内容及び時間配分、実施スケジュールについては、別途協議するものとする。
- (3) 講習で使用する各種資料、資機材等については原則として受託者において準備するものとし、提案価格に含むこと。
- (4) 受託者は、事故又は大幅な遅延等、本業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに青森県警察本部に報告し、指示を受けること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、青森県警察本部及び受託者がその都度協議することとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受託者は、受託者の（又は「委託者の」）〇〇〇事務所内△△△室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受託者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

- 第 10 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- 2 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

- 第 11 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

- 第 12 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

注 委託事務の内容に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除するものとする。